

令和8年度 地区活動支援事業費について

地域の育成会及び地域総合クラブが実施する健全育成事業・伝承文化事業に対して、費用の一部を補助し、地域活動を推進します。

◇交付要件◇

- ①地域の育成会（子ども会）もしくは地域総合クラブが運営する、地域の子どもの対象とした健全育成事業であること（共催での申請も可能）。
- ②当補助金以外の収入があること（参加費・育成会費・区費等）。

◇申請可能件数◇

1団体につき2事業。

※地区育成会での申請事業は、地区育成会に属する各単位地区育成会の実施事業としてカウントされます。
（例）湖南地区で1事業を申請→田辺区、大熊区等、各単位地区の申請事業数を1回としてカウント。

◇交付金額◇

1事業につき5千円。以下の場合は申請通りの金額とならない場合があります。

- ①上記交付要件に当てはまる事業ではないと判断された場合
- ②各団体の申請金額の合計が予算額を超えた場合
（全体の申請件数、申請額を考慮して各団体の交付額を決定します）

◇申請受付期間◇

令和8年4月22日(水)

～8月31日(月)

「申請受付期間中」かつ、「事業実施前」にご申請下さい。

◇申請の流れ◇

①申請書・開催通知の提出

「申請受付期間中」かつ「事業実施前」に、

申請書・開催通知等を事務局へご提出ください。（メールでの提出も可）

※申請予定事業については一括してご申請ください。

※対象事業：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）に実施の事業

※事業実施後の受付けは出来ません。

但し、令和8年4月の実施事業については、4月末までを受付期間とします。



②審査結果の通知（概ね10月中を予定）

役員会にて事業の対象・内容・収支予算計画等を確認後、

団体代表者へ事務局から審査結果（**交付金額決定通知**）を送付します。



③交付（概ね11月中を予定）

市役所窓口にて**現金**で交付します（代表者印必要）。



④報告書の提出

「**交付金額決定通知到着後**」かつ「**事業終了後**」、交付決定額に基づいた、

報告書・領収書のコピー・**事業の様子が分かる写真**を事務局へご提出ください。

※申請書予算額と報告書収支額に大幅な乖離がある場合、交付額について再検討する場合があります。

諏訪市子ども育成会連合会事務局 担当：今井

（こども未来部 次世代育成課 こども青少年係内）

〒392-8511 諏訪市高島 1-22-30

TEL：0266-52-4141（内線 465） FAX：0266-57-2246

E-mail：ikusei@city.suwa.lg.jp